

《書 評》

ミヒャエル・ハマー、『民衆運動と官憲 1830—
31年のザクセン革命』

松 尾 展 成

(1)

3月革命期ザクセンの農村民衆運動に関するローラント・ツァイゼの業績の紹介を中心とした学界展望の序論において、私は1971年に次のように記した。「農民運動とそこで提起される諸要求の分析は、…領主＝農民関係の具体的争点を究明するために、当面の時期の社会構成の…理解にとって不可欠である。この点で、…「ザクセン改革」の直接的動因となった1830—31年の農民運動についての本格的研究の出現が待望される⁽¹⁾」。研究史上のこの欠落部分を埋める著書が、ようやく1997年に刊行された。標題に記した、ハマーの著書⁽²⁾であり、583ページの大冊である。その目次は、意識すれば、次のとおりである。

序言 (S. 7-9)

序論 研究史、史料・文献、本研究の目標 (S. 11-26)

第1章 革命の前提と経過

第1節 1830年の革命的騒擾が勃発する直前のザクセンの社会的状況
後期封建的国家・社会体制の危機 (S. 29-58)

第2節 ドイツ連盟諸邦における1830—31年の革命的事態を背景とした、小規模国家ザクセンの革命

- (i) ドイツにおける1830—32年の民衆蜂起，革命運動および自由主義的志向
- (ii) ドイツ諸邦における1830—31年の革命に関する諸見解
- (iii) 小規模国家ザクセンにおける1830—31年の革命　ザクセン史における革命の問題　1830—31年のザクセン革命の経過と評価（以上 S. 59-120）

第2章　ザクセンの1830年9月蜂起

第1節　ライプツィヒ市 (S. 123-146)

第2節　ドレーズデン市 (S. 147-156)

第3節　ケムニッツ市 (S. 157-166)

第4節　エルツゲビルゲ県

- (i) ヴェールダウ市
- (ii) クリミツチャウ市
- (iii) フランケンベルク市，ペーニヒ市
- (iv) リンバッハ村
- (v) ノイマルク村
- (vi) ヴィルデンフェルス市，キルヒベルク市，ハルトマンズドルフ村
- (vii) シェーンベルク家協定所領
- (viii) 上部エルツゲビルゲ
- (ix) フライベルク市
- (x) 東部エルツゲビルゲ（以上 S. 167-246）

第5節　フォークトランド県

- (i) トロイエン市
- (ii) ミーラウ市
- (iii) ライヒェンバッハ市
- (iv) ローデヴィッシュ村
- (v) アウエルバッハ市，ファルケンシュタイン市
- (vi) アードルフ市
- (vii) ブラムバッハ村
- (viii) エルスターベルク市，パウザ市，ミュールトロフ市
- (ix) 上部フォークトランド（以上 S. 247-350）

第6節　マイセン県 (S. 351-363)

第7節　ライプツィヒ県 (S. 364-375)

第8節　オーバーラウジッツ (S. 376-386)

第3章　民衆蜂起に対する官憲の対応

第1節　中央政府および民兵団 (S. 389-407)

第2節　エルツゲビルゲ・フォークトランド県関係特別委員会 (S.

408-426)

第3節 中級官庁 県知事と郡長 (S. 427-439)

第4節 下級官庁 (S. 440-449)

第4章 1830年9月以後の民衆運動 (S. 453-471)

第5章 1830—31年の民衆運動の歴史的 성격 (S. 475-500)

付録 略号一覧, 史料・資料目録, 文献目録, 史料9点, 主要人名・地名
索引 (以上 S. 503-583)

(2)

著者は第1章第2節(iii)において、1830—31年の「革命」を、その前段階を含めて、次のように時期区分している。(1) 1827年から30年夏まで。革命前期的危機の成熟の時期。1830年の身分制議会は7月8日に (Vgl. S. 98) 成果なく停会となり、反動的支配勢力は、緊急に必要な改革でさえも阻止した。国民の大部分がルター派であったザクセンでは、アウクスブルク信仰告白3百年祭 (Vgl. S. 123) をきっかけとして、7月末にライプツィヒ市、ドレースデン市などで不穏な動きがあった。(2) 30年9月2日から13日まで。上向局面。ライプツィヒ市 (9月2—5日。Vgl. S. 129-140) とドレースデン市 (9月9—10日。Vgl. S. 147-153) の民衆蜂起は、市参事会と警察の権力を打破し、さらに、旧体制の中心である内局大臣 D. v. アインジューデルを退陣させた。これによって、反対派の貴族・官僚および市民は、国政とゲマインデの重要な地位を獲得した。広範な地域で騒擾が勃発した。(3) 30年9月14日から10月5日まで。革命運動の拡大と深化の局面。民衆運動が最も拡大した。新任の大臣 B. v. リンデナウを中心とする政府は、市民層の諸要求に対して改革を確約した。市民層は、政府への抵抗から、政府との協調に、路線を変更した。9月26日と10月5日に政府は、民衆運動に対する厳しい処置を宣告した。(4) 30年10月から12月4日まで。革命運動が沈静化し、官憲の権

力が安定した局面。各ゲマインデにおいて苦情書の審議が続いた。散発的な抗議行動が発生した。9月騒擾の司法的調査が開始された。市民的反対派と貴族的反対派との、改革に関する合意（ライプツィヒとドレーズデンにおける暫定自治体代表の選出）と、不穏な地域への軍隊の派遣にもかかわらず、反対派は一層の運動を展開した（ライプツィヒ10月18日、11月30日；ドレーズデン12月4日）。(5) 30年12月から31年4月18日まで。社会的基礎ははるかに小さいけれども、第二次革命運動の成熟の局面。ドレーズデン市民協会において、リンデナウ政府の改革路線に対抗する小市民的提案が定式化され、それがドレーズデン4月騒擾を惹き起こした。憲法草案と改革諸法が、再開された議会で審議された。市民協会の解散命令をきっかけとする蜂起の試みは、革命における民衆運動の頂点であり、転換点であった。これに続く蜂起は勃発しなかったから、開始された改革が、当時の状況では変革にとって最適であったわけである。(6) 31年4月から9月4日まで。30年9月に開始された改革が、実現して、革命が終結する局面。ドレーズデン4月騒擾の影響の下で憲法が議会で審議され、可決された。民衆運動の最後のものとして、ライプツィヒ民兵団騒擾が31年8月末に起こった（S. 118-119）。

31年9月4日の憲法発布は1830—31年のザクセン革命を完了させた。憲法によって、体制を変革する、重要な諸成果が確定され、今後の改革の基本方向が提示された。憲法は、ザクセン史における根本的な分岐点、立憲時代への移行を意味した。憲法を基礎として、ザクセンは市民的・資本主義的社会に急速に転換していった（S. 119）。

ところで、1830年9月2日に始まる「9月騒乱」のうち、ドレーズデンとライプツィヒの運動は分析されていたが、他の地域の民衆運動は、ほとんど不明であった（S. 11）。「従来知られていなかった、都市と農村の民衆運動」

（S. 7）の究明のために、著者は国立ドレーズデン文書館（現・ザクセン州立中央文書館）の資料を長年に亘って調査した。民衆運動の経過については、下級・中級官庁の報告が最も詳細である。エルツゲビルゲ県・フォーク

トラント県およびマイセン県・ライプツィヒ県に関する特別委員会（本稿(4) (ii)を参照）の報告は、一層包括的である。実態を把握するために、さまざまな種類の文書が比較検討された（S. 16-18）。著者は、支配関係と経済的状況の地域的特殊性を考慮しつつ、98の集落を分析したのである（S. 22）。

(3)

1830年の「9月騒乱」を取り扱った第2章は、9月以後の民衆運動を分析した第4章を加えると、本書の半分近くのページ数を占めており、この時期の都市・農村の民衆運動（発端、展開、成果、敗北、影響）を初めて詳細に明らかにした。以下で私は、ザクセン本領地域の封建的土地所有制度（中部ドイツ荘園制）とその変革（具体的には市民的土改）に対する私の問題関心から、運動の目標（ただし、財産強奪、家屋侵入・破壊を除く）が明示されている、農村民衆運動を紹介する。オーバーラウジッツの農村民衆運動は、この地方が本領地域と異なって、中部ドイツ荘園制の地域に属さないもので、省略する。ところで、市民的改革以前のザクセン本領地域の都市は、領主制的支配権との関係の相違から、領邦君主直屬都市、管区所属都市、封臣所属都市に区分され⁽³⁾、その他に、シェーンベルク家所領とヴィルデンフェルス家所領に都市がいくつかあった。管区所属都市以下の諸類型は、何らかの領主制的支配権、とくに裁判権、に服属していた。したがって、領主制的支配権の廃止をめぐる農村民衆運動の究明に当たっては、純粹の農村の民衆運動ばかりでなく、管区所属都市以下の諸類型の都市における民衆運動もが、考慮されなければならない。そのために、以下では、これらの諸類型の都市、とくに、騎士領に所属する封臣所属都市、の民衆運動をも紹介する。

(i) エルツゲビルゲ県

(1) 領邦君主直屬都市ケムニッツでは、カトリック商人への攻撃が民衆運動の

主要な要素であった。特異な行動の一つがそこから派生した。すなわち、同市における騒乱最初の日、9月11日深夜に群衆が、ケムニッツ管区役所に殺到して、賦役拒否の罪でそこに拘留されていた、ノイキルヒェン、ブルクハルトドルフ、クラッフェンバッハ村の農民の釈放を要求したのである。騎士領ノイキルヒェンでは、すでに30年夏に騒擾が発生し、領民は賦役を拒否していた。これは、騎士領所有者との不確定賦役調整交渉が28年に失敗した結果であった。交渉不成立に続いたのは、夥しい訴訟であり、それは農民に、高額の裁判費用、財産の差し押さえ、貧窮化をもたらした。30年の収穫期に、約50人の農民が逮捕され、不穏な集落には軍隊が派遣された。農民と小屋住農は、ドレースデンに代表を派遣して、軍隊によって秩序を維持しようとする郡長に抵抗した。一般に管区の監獄は、ライプツィヒとドレースデンの数日前の民衆蜂起によって震撼させられた、後期封建的秩序の象徴であり、ケムニッツ市の騒擾参加者も、抵抗する農村住民に親近感を持っていた。県知事は、拘留されている農村住民の即時釈放を、翌朝1時頃に命令した(S.160-161)。ケムニッツの騒擾ではエルツゲビルゲ・フォークトランド県関係特別委員会(以下では特別委員会と略記)は196人を逮捕し、31人に実刑(うち15人に2月-6年)を判決した(S.573)。

(2)ヴェールダウ市近郊の騎士領村落シュヴァインスブルクでは、領民は領主裁判所長を批判した。また、領民の委員会は、山林、放牧権と塩強制に関する苦情書を特別委員に提出した(S.172)。

(3)封臣所属都市クリミツチャウでは、9月18日に多数の市民と住民が、市庁舎に集まり、領主裁判所長と市参事会員に関して苦情を述べ、都市役職者全員の辞任と、裁判領主の介入しない、都市役職者の選出を要求した。ツヴィッカウ郡長は、国王と特別委員への要望の伝達を、群衆に約束した。これによって平穏が回復された。県知事と特別委員は22日に、旧市参事会員を退任させ、人気の高い人物5人を新しい市参事会員に任命した。クリミツチャウの事件は、特別委員会によっても、その活動停止以後にも、捜査され

なかった (S. 175-179, 425)。

(4)ザクセンにおける靴下製造業の中心リンバッハ村では、織機賃租 (Stuhlzins) の軽減を求める靴下編工の請願が、28年に国王によって拒否されていた。30年9月18日に住民集会が開かれた。出席した靴下編工の大部分は、織機賃租の完全廃止を主張し、間借人は、領主への賦役と貢租の廃止を要求した。仕立工で間借人の W.ハウスヘルは、賦役事項に関する法原則 (30年) に反対した。集会に現れた領主裁判所長は、彼あるいは騎士農場管理人に対して大衆が抗議するつもりかどうか、を尋ねた。大衆は、否と答え、領主的貢租の軽減を、すなわち、従来の織機賃租から1年6グロッシェンの営業貢租への変更を、要求した。彼らは苦情書を直ちに起草し、騎士領所有者に提出しようとした。領主裁判所長は少数の委員による苦情書の起草を提案した。彼は (巧妙にも)、苦情書の審議を「実直な人々」の委員会に移し (、「急進的な人々を排除」し) たのである (Vgl. S. 442-443)。裁判所長はまた、放逸な賤民の危険を指摘して、夜間巡察を提案した。人々はそれに同意し、平穩に解散した。その後2日間、村民委員会は苦情書を審議した。同委員会は、請願書をドレスデンの領主に届けるよう、騎士農場管理人に要求した。農場管理人は、22日にドレスデンに赴き、宮廷・司法顧問官である領主 F. L. S. フォン・ヴァルヴィッツ伯爵に、領民の請願書を提出した⁽⁴⁾。領主は25日に、騎士領リンバッハに所属する集落の「靴下編工・間借人から提出された請願書への回答」を作成した。その内容は以下の3点である。(1) 領主は、恥ずべき金銭欲という非難に反論した。彼は、まったく財産のない人々に数年来、貢租を免除してきたからである。彼は、別表記載の領民から、場合によっては、一層多くの貧民からも、織機賃租、紡糸貢租と賦役代納金を免除するであろう。『私は、自分を裁判領主と見なすのではなく、領民の同情ある友人と見なすことに慣れている』。(2) 彼は、30年9月から2年半の間、織機1台当たりの織機賃租を6グロッシェンから3グロッシェンに軽減した。これは550ターラーの軽減になるであろう。それ以上に軽減すること

はできない。彼は、自分と子供たちのために権利を守らねばならず、公課も支払わねばならないからである。(3) 彼は騎士農場管理人に失業者の雇用を指示した。しかしながら、『リンバッハの名声が暴動によって汚される』場合には、彼は、彼の譲歩を取り消し、関係者を厳正な法律に委ねるであろう。彼は、この請願書を現実の困窮の表現と見なしており、誰かが故意で利己的な行動を取った、とは疑っていない。彼は、『愛と好意をもって』これを領民の決定に委ねる(領主はその権利を「家父長的な措置」によって守ろうとしたのである。S. 443)。この回答を携えて、農場管理人は27日にリンバッハに戻ってきた。領主裁判所長がそれを集会で村民に読み上げた。裁判所長のケムニッツ郡長宛報告によれば、そこで不法行為は生じなかったが、多くの出席者は回答に満足していなかった。ケムニッツ郡長はすでに23日に、必要な場合の軍隊の派遣を領主裁判所長に保証していた。郡長はまた15日に、親方がその徒弟と雇職人の夜間外出を禁止すること、料理屋と居酒屋は夜9時に閉店すること、を命令していた。領主裁判所長は、命令を実施していない、と30日に報告した。もしそうすれば、雇職人などの若者は内密の居酒屋に行き、事態は一層悪化するからである。また、領主裁判所長は、騎士領リンバッハ所属村落で夜に行なわれてきた村の集会を、不穏な今は昼食時に開くように、30日に領内の村長に命令した。ケムニッツ郡長は、26日の勅命委員会(本稿(4)(i)を参照)の布告を30日に送付し、それを直ちに村の集会で告知するよう、関係者に指示した。布告を告知するために10月4日に開かれたリンバッハ村の集会で、数人の間借人は、住民に損害を与える村長の退任を要求した。それに対して村長は、困窮した一女性に金を貸さなかったという非難を退け、自分の財布から金を与えたと反駁した(S. 183-188)。リンバッハの運動は特別委員会によって審理されなかった(S. 425)。

(5) 騎士領リンバッハに属するケーテンスドルフ村でも、10月1日のケムニッツ郡長の報告によれば、村長補佐が9月29日のミサの前に、靴下編工の請願に対する領主の決定を読み上げた時、一農民は、村長補佐は村の利益を代表

せず、領主の村長である、と非難した。水車製作労働者シュトイデルは、村費用の決算書を要求し、また、我々が何かをやろうとする時には、下から始めねばならない、と述べた。10月18日の村長補佐の報告によれば、シュトイデルは決算書を要求しなかったが、騒擾の首謀者であった。村長補佐は、暴動の勃発を恐れて、当時はこれを報告しなかったのである。同じケーテンスドルフ村の靴下編工 J. Ch. G. フィッシャーは31年末に、裁判所が口実を設けて、新しい法律の公布を妨げようとしている、とケムニッツの弁護士 M. A. リヒターに訴えた。博識なフィッシャーは、彼の村の住民を法律問題で支援し、リンバッハ所領で『レーエン制度の廃止のための請願書⁽⁵⁾』(本稿(5)を参照)を配布した (S. 188)。

(6)シェーンブルク家所領のオーバーアファルター村は10月2日に、村の窮状に関する苦情書を特別委員に提出した。保有移転貢租の引き上げに関する領主との訴訟、賦役代納金と羊放牧権代納金、などが苦情の対象であった (S. 211)。

(7)同じくミュルゼン・ザンクト・ヤーコブ村について特別委員は10月10日に、保護金を軽減する、というハルテンシュタイン管区長代理の決定を取り消し、軍隊を派遣した (S. 211-212)。

(8)上部エルツゲビルゲのカルルスフェルト村では9月19—20日に、薪の採取を禁止した山林役人の家が襲われた。管区木材売価格の引き下げ、村民の家畜の放牧区域の拡大、外国産釘に対する当地産釘の保護、村長の罷免などが要求され、塩の独占が批判された。10月3日に勅命委員会は、関与者全員ではなく、首謀者だけの捜査を特別委員に命じた (S. 220-223)。特別委員会が逮捕した25人のうち、実刑(2週—1年)は15人であった (S. 571)。

(9)同じくタールハイム村は10月26日に、靴下編工の窮状を訴え、牧師・教師に対する負担の軽減などを要望した (S. 234)。

(10)同じくベルマンスグリューン村(ベルムスグリューンの誤植であろう)は10月4日に、木材価格の引き下げ、道路建設負担の免除、売買手数料の引き

下げ、5種類の手工業者の営業認可などに関する苦情書を、特別委員に提出した(S. 237)。

(11)同じくバイアーフェルト村は10月5日に、賃租、賦役、十分の一税などの負担の軽減に関する苦情書を、特別委員に提出した(S. 237-238)。

(12)東部エルツゲビルゲのプルシェンシュタイン裁判区に含まれる小都市ザイダでは、苦情書を国王に直接提出するための市民集会在、10月初めに何度か開かれた。9月22日と10月11日の脅迫状は、10月1日と11月1日の領民の集会和プルシェンシュタイン城への行進を予告していた。しかし、実際には何も起こらなかった。同じくケマースヴェルデ村でも9月28日と29日のピラで、村民集会の開催が村長に要求された。フライベルク郡長は、領民の大部分が治安を維持しているので(、また、集会の禁止は村民の憤激を呼び起こすので)、特別の措置を講じないように、領主に(発見された脅迫状としばしばの住民集会に関して、裁判所に[S. 430-431])勧告した。そこで領主は、領内の住民集会を妨げず、軍隊の援助も受けなかった。注目すべきことに、ザイダとその周辺の村々の請願書の大部分は、商人として活動した後、市裁判官となり、横領のために1823年にこの職を罷免されたF.S.ホミーリウスによって起草された。彼は、「資格のない著述業」に従事していたのである。ザイフェン村とハイデルベルク村は、その苦情書に関して領主裁判所長(Justitiar)の助言に従った。領主裁判所長の参加した、百人以上の集会は平穩に経過した。ザイフェン村民は営業税、狩猟(賦役)金、城の清掃、道路建設、薪不足について訴えた。フリーデバッハ村も木材問題、道路建設、奉公人強制、下級役人について苦情を述べた。ディッターズバッハ村は糺問の費用、製粉強制、役畜賦役、羊放牧権、山林役人について請願した。クラウスニッツ村はその他に、領外に家畜を販売する際の手数料、貸付の際の認可料、さまざまな種類の鋳貨の両替から下級役人が得る利益を批判した。ケマースヴェルデ村は、5歳の子供の国民学校入学は早すぎることに、聖職者による奢侈的建築、授業料徴収官、高すぎる租税、糺問の費用、賦役代納金、

穀物賃租、音楽・ボロの賃借、競売を悪用する弁護士、高慢な廷吏などについて訴えた。ザイダ市民は、市民権取得料と教会・病院の土地の地代が非常に高く、また、市裁判官が恣意的に振る舞う、と苦情を述べた。その不法が脅迫状で批判された、プルシェンシュタインの領主裁判所は、個人・ゲマインデからの請願⁽⁶⁾の受付および裁判所と領主との間の仲介で非常に多忙である、と11月2日に報告した。翌日に裁判所は、もと市裁判官ホミーリウスの逮捕と書類の押収が必要である、と判断した。本領警察委員会の指示に基づいて、彼は31年1月3日に逮捕された。審理担当のラウターシュタイン管区から特別委員会（委員会はプルシェンシュタイン所領について調査しなかった。Vgl.S.569-573）への同年7月2日の報告によれば、ホミーリウスの自宅で見発された「不利な文書」は、9月11—12日のケムニッツ市の騒擾に関する文書、プルシェンシュタインの役人と下級役人を誹謗する文書、ザイダの租税徴収官に反対する文書、9集落に関する苦情書、「国内の不幸な出来事」についての、さまざまな報道記事、などであった。ラウターシュタイン管区によれば、これらの誹謗文書は、ホミーリウスと、脅迫状の起草および暴動への参加に関して疑われている、ザイフェン村の轆轤工シュトラウスによって、共同で作成された。これらの苦情書では、具体的な問題点と並んで、封臣の領民は「祖国の見捨てられた継子」である、と記され、あるいは、農民の邦議会議席が要求されていた。ホミーリウスは、彼がこれらの苦情書およびドルフケムニッツ村の苦情書を起草したことを、認めた。後者においては、その地の領主裁判所長がトルコの高官のように振る舞う、と記されていた。管区は、ザイダに関するホミーリウスの文書が、騒擾のきっかけとなった、と考えた。ホミーリウスは31年10月に未決拘留から釈放された。彼は、32年にライプツィヒ陪審人裁判所によって3月の禁固刑を判決され、33年6月に刑を免除された。しかし、訴訟費用の負担は免除されなかった。34年に67歳のホミーリウスは、45週の禁固によって彼の健康と家族が破壊された、と訴え、貧困を理由に315ターラーの訴訟費用の免除を願い出た（S.243-

246).

(ii) フォークトランド県

(1)封臣所属都市トロイエンの領主裁判所は、枯木の採集を14日間のみ許す、と9月17日に告示した。これが、下層民の暴動の主要な原因であった。同日に、嫌われている廷吏の住宅と監獄が破壊され、さらに、廷吏補佐と財産調査人の住宅も攻撃された。廷吏の申告によれば、奪われたり、壊されたりした彼の財産は、1千4百ターラーに上った。これは裕福な市民の財産に相当した。18日に市書記K.G.トット(彼は49年のドレースデン5月蜂起に際して臨時政府委員に選出された)は、民衆集会を召集し、そこに2人の騎士領所有者と牧師とを招いた。集会では多くの要望と要求が提示された。主要なものとして領主裁判所長の罷免があった。騎士領の山林から枯木を採取する権利も要求された。牧師に対して埋葬手数料の軽減が求められ、教師には、未払い授業料を裁判所に提訴しないこと、子供の通学開始を満6歳とすることが、要請された。出席した裁判領主は、暴動を避けるために、要求を認め、議事録に署名した。集会は、とくにトットの有能な戦略のために、平穏に終わった。当地の事情に関わる事項は、大部分が譲歩されたのである。封建的支配の数世紀間に民衆が、その領主と直接に交渉し、その要求を記録させたのは、全くの例外的現象である。行動様式と要求の内容は後期封建社会の状況によって特徴づけられていた。ライプツィヒ、ケムニッツ、アウエルバッハほどには、トロイエンでは貧富の対立は激しくなかった。社会的困窮と官憲の抑圧が、トロイエンの民衆蜂起の注目すべき急進性をもたらした。そして、トロイエンはフォークトランドの蜂起の中心となった。この運動は、監獄の破壊と領主への要求の貫徹でもって終わらなかった。多くの小都市と同じように、トロイエンでも民兵団は、トットの尽力にもかかわらず、結成されなかった。19日に30—40人のトロイエン住民は、山林盗伐の罪のために前の冬に取り上げられた櫓6台を返却させた。抑圧されてきた社会層による

同種の行動が、数回続いた。トロイエンにおける公権力の麻痺は10日続いた。主としてエルツゲビルゲ県から呼び寄せられた軍隊は、10月12日にトロイエンの暴動の首謀者8人を逮捕した。市庁舎に集まっていた群衆は、軍隊に抵抗したので、さらに3人が逮捕された。特別委員会判決において、31人が2週間から4年の実刑に処せられた。実刑4年の6人のうち、4人は手工業親方、2人は雇職人であり、1—2年の4人のうち、2人は手工業親方、2人は雇職人であった。実刑判決を受けた、当市とその他の集落の住民は、32年に刑を免除された（S. 247-264, 312-315, 319, 572）。

(2)封臣所属都市ミーラウでは9月16日に、市民の一部（醸造権は持たないが、いくらか富裕な層）は、織布工親方アルベルトの指導の下に、市長など市参事会員の罷免を要求し、領主裁判所長に罷免要請書を作成させた。県知事は翌日に、この苦情書の本領警察局に迅速に送付する、と市民代表に伝えた。21日に、困窮した市民たち（織布工親方など）は、織布工親方シュテテフェルトの指導の下に、市参事会が、裁判領主に対して市民の権利を保護せず、悪しき行政によって市民の財産を奪う、と市参事会を批判した。競合する外国商品の輸入と下請け織布工の賃金に関して、2人の企業家が初めて批判された。21日夜から翌朝までの暴動では、市長など市参事会員の罷免が要求された。22日にシュテテフェルトたちは、薪不足、授業料と塩強制に関して、さらに、間借人保護金、賦役、織布工・肉屋・すべての手工業者の貢租・負担、領主の羊が多すぎる（農民は領主の羊のために耕地を空けておかねばならない）こと、などに関して請願した。4人の参事会員は辞任した。同日、領主は市庁舎で、群衆の要求すべてを承認した。その場にライヒェンバッハ市の弁護士 G. F. フォーゲルも同席していた。この合意は領主裁判所長の私宅で、領主、醸造権所有者代表2人（都市代表と親方）、醸造権を持たない家屋所有者の代表アルベルト、間借人代表2人（親方と工場労働者）、4人の手工業親方の同席の下で、文書にされた。免除されるものは、家屋に対する世襲賃租、間借人の保護金、肉屋とパン屋に特有の貢租、織布工

に関して、2グロッシェンの織機料 (Stuhlgeld) と7グロッシェンの織機貢租 (Stuhlgebühren)、醸造権所有者に関して、すべての賦役と世襲賃租、などである。さらに領主は、市長選任権を放棄し、彼の山林での枯木の採取を貧民に許可した。軍隊がミーラウに進駐した25日に、特別委員は22日の約定の無効を布告した。翌26日にシュテーテフェルト、弁護士フォーゲルなどが逮捕された。フォーゲルは、ミーラウの領主と裁判で争っている者すべて (オーバーミーラウ村の手賦役農民、シュナイデンバッハほか4村の領民、ロートシャウ村の小屋住農など) の代理人でもあった。10月18日にはアルベルトも逮捕された。ミーラウでは暴力行為は発生しなかったので、特別委員会による刑罰は比較的軽かった。シュテーテフェルトとアルベルトが実刑3月、弁護士フォーゲルが2月、9人 (親方7人と紡績工場労働者2人) は2週間、などである (S. 265-289, 315-316. Vgl. S. 572)。

(3) 封臣所属都市ライヒェンバッハでは、市民代表5人は市会計官に関して、9月20日に県知事に陳情し、21日に会計官は辞任した。21日にはさらに、群衆が市庁舎に集まり、塩強制の軽減、授業料の引き上げの撤回、舗道通行料の免除を要求した。授業料の引き上げは校長によって撤回された。舗道通行料に関しては、県知事が免除に同意した。特別委員会による処罰は、首謀者1人 (織布工親方) に4週間、他の5人 (親方3人、商人・料理店亭主各1人) に2-3週間、の実刑であった (S. 289-300, 317)。

(4) 複合村落ローデヴィッシュのうち、オーバーゲルチュ村とニーダーゲルチュ村では9月20日の村民集会で苦情書が作成された。賦役、世襲賃租、羊放牧権、聖職者への授業料、塩強制が拒否され、廷吏も苦情の対象となった。翌21日に廷吏の住宅が40-50人によって攻撃された。破壊された廷吏の財産は、80ターラーであった。トロイエン市と同じようにローデヴィッシュ村でも、21日に獄吏が追放された後、担保物件が無料で取り戻された。暴動は3日後に止んだ。これは、日雇など最下層の運動であって、農民に影響を与えなかった。25日に軍隊がローデヴィッシュに進駐し、同日から翌日にか

けて13人を逮捕した (S. 300-312)。実刑判決を受けたローデヴィッシュ村民は、4年が2人 (商人と日雇)、2年が3人 (日雇1人と手仕事労働者2人)、2—6月が5人 (商人1人、親方3人、労働者1人) であった (S. 317-318. Vgl. S. 572)。

(5)封臣所属都市アウエルバッハでは特徴的な事情があった。その生産物をほとんど販売できなかった織布工は、失業を「工場主」のせいにしたのである。この地方の事情は、周辺農村の貧民層が、レース生産の衰退の中で山林役人に対する憎悪をつのらせたことによって、複雑になった。9月16日にアウエルバッハの領主裁判所長は、同市に1千ターラーの道路建設が国家によって割り当てられるように、県知事に要請した。所長はまた、木株と廃材を採取する伝統的権利が、約15年前から禁止されている、という貧民の苦情も伝えた。道路建設に関する彼の要請は承認された。18日に県知事と上級森林監督官は、アウエルバッハ裁判区の貧民が一定量の燃料用枯木を国有林で採取することを、許可した。20日にはレンペスグリューン村の多数の住民が、アウエルバッハの裁判所に請願書を提出しようとした。22日に、レンペスグリューン村住民が再度行進してくるとの噂に、アウエルバッハでは民兵団が組織され、治安を確保した。同日に県知事は軍隊をアウエルバッハに進駐させた。24日に特別委員は、アウエルバッハで市民から要望書を受け取り、人心を沈静化させた。織布工の製品販路はさらに小さくなったので、アウエルバッハの6人の商人は、同市の織布工の製品を2年間2万ターラー (うち1万ターラーは国費) で買い付けることを、11月29日に決議した (S. 319-327)。アウエルバッハ市とレンペスグリューン村では、特別委員会による処罰は行なわれなかった (Vgl. S. 569-573)。

(6)グラムバッハ村の賦役農民は、アードルフ市の領主裁判所長の10月3日付け県知事宛報告によれば、領主の山林から材木を持ち出した。彼らは長年、領主と裁判で争っており、今や賦役と畜賦役を廃止しようとした。彼らはさらに村役人の更迭を求めた。県知事は、苦情書に対する上級官庁の決定が出

るまで、農民が違法行為をしないこと、を指示した。手賦役農民9人は賦役に従事したが、畜賦役農民29人は賦役を拒んだ。同月14日に畜賦役農民が集会を開いた。国王は、同村に軍隊を派遣しないように、県知事に命令した。特別委員会が判決しなかったブラムバッハ村の事件(S.425)について、ライプツィヒ陪審人裁判所は32年11月に、不法な言動に関して同村の肉屋1人を軽罪に処した。しかし、ここでも30年10月14日の集会そのものは裁かれなかった(S.336-342)。

(7)封臣所属都市エルスターベルクで9月20日に開かれた市民集会では、他の集落と同じように、市民が現行制度に対する不満を表明し、住民の委員会が苦情書を作成することになった。翌21日に、騎士領の羊が駆逐され、市長(同時に領主の山林役人)と裁判所記録係の罷免が要求された。両者は翌日に辞任した。領主裁判所長はすでに19日に、道路建設と市民の生活費のために1百ターラーを県知事に要請し、県知事はこれを承認していた。領主裁判所長は31年8月に、特別委員会が審理しなかった、前年9月の暴動(S.425)の調査を要請したが、本領司法委員会は翌9月にこれを拒絶した(S.342-346)。

(8)封臣所属都市ミュールトゥロッフの市民は9月21日に、塩強制の廃止、物品税の軽減、市長の罷免、公共的負担に関する経理の公開、貧民への騎士領林の薪の放出、牧師のための間借人賃租の廃止、などを要求した。県知事は、いくつかを除いて、承認した(S.348-349)。この事件を特別委員会は起訴しなかった(S.425)。

(9)上部フォークトラントのオーバーザクセンベルク、ウンターザクセンベルクとアッシュベルクの3村住民は、9月21日に山林役人を襲った。当局は木材伐採を承認した(S.349-350)。オーバーザクセンベルクの2人が特別委員会によって2月の実刑に処せられた(S.571)。

(iii) マイセン県

マイセン県では、農村も、リーザ、シュトレーラなどの封臣所属都市も、大体において平穏であった (S. 356-357)。

(1)10月10日にマイセン県120村は請願書⁽⁷⁾を提出し、賦役の償却、護送税などの廃止、新しい自治体代表制度、邦議会における農民代表、など計22項目を要求した (S. 356-357)。

(2)封臣所属都市ダーレンでは、放牧権に関して訴訟が続いていた。10月4日に4人が領主館の戸を破壊した。これは、「一般の9月運動の枠を越えた行動」である。ピストルを持っていた首謀者(商店店員)は4年(後に2年に減刑)、2人の共謀者(雇職人)は1—2年、他の1人(親方)は3月、の実刑に処せられた。首謀者の反感は市収入役にも向けられていた。彼の父は、後に都市代表となり、職権を乱用した市収入役に対する苦情書を、31年8月に提出した (S. 357-359)。

(iv) ライプツィヒ県

小規模で、工業化の進んでいないライプツィヒ県では、31年9月に始まる抗議行動は、比較的小さかった (S. 365)。

(1)ボルナ郡長は10月8日に、農村住民が、官憲に反抗し、賦役と貢租に関する要望を暴力によって実現しようとしている、と報告した。郡長の使者に対してゼラーハウゼン村の村長は、道路が悪いなら、幌馬車に乗る貴紳が自ら修理すればよいのであって、村民はこれまで束縛の下にあった、と述べた。シュテュンツ村の村助役も、村民にとって道路は十分であるとして、道路修理を拒んだ (S. 371)。

(2)ヴィルデンハイン村は10月3日の集会で、裁判領主への要望を決定し、領主は廷吏を罷免した (S. 371-372)。

(3)ムッチェン司法管区の土地保有農民と小屋住農の代表は、9月28日に管区に苦情書を提出し、村の金庫を即座に検査すること、などを要望した (S.

372).

さらに、上記 (iii) と (iv) に関連して、付言する。ライプツィヒ・マイセン県関係特別委員会最終報告書によれば、9月騒乱に関する被告は、両県合計で337人であり、エルツゲビルゲ・フォークトラント県の被告数(888人)よりも少ない。また、この両県では領主制的賦役・貢租および教区負担は、エルツゲビルゲ・フォークトラント県のように、自己救済のための暴動のきっかけにはならなかった(S. 537-538)。

(4)

第3章の対象は、民衆運動に対する、各段階の官憲の対応である。

(i) 中央政府および民兵団(他の節の要約を含む)

(1)新政府。ライプツィヒに続いて、ドレーズデンでも民衆運動が激しくなったために、国王は9月10日に、公安維持のためのあらゆる措置を講ずべき勅命公安委員会(勅命委員会と略記)を、王族フリードリヒ・アウグストを議長として、設置した(S. 391, 408)。13日には、旧時代の象徴である内局大臣D.v.アインジールが辞任し、その後任に枢密顧問官B.v.リンデナウが任命された。同じ13日に上記フリードリヒ・アウグストは共同統治者に任ぜられ、王族ヨハンが14日に勅命委員会議長となった。新政府の主要課題は、広範な改革作業の開始と民衆運動の防止であった。13日に都市自治体法の、21日には憲法の、起草が開始された(S. 394-395, 408)。勅命委員会は、民衆運動が拡大するエルツゲビルゲ県とフォークトラント県に対して、一方で、正当な請願は聴き届けられること、他方では、治安攪乱は処罰され、暴力によって強制された譲歩は、破棄されることを、9月26日に布告した(S. 559-561)。10月4日に下層市民の抗議運動がドレーズデンで勃発すると、翌5日に国王の布告が発布された。そこにおいても、一方で、改革路線が再確

認められ、他方では、暴動に対する厳しい措置が宣言された (S. 413)。

(2) 民兵団。ライプツィヒ市参事会は、市民が提案した治安維持団体の結成を、9月4日に拒否したが、民衆運動が頂点に達した翌5日には、一転して、民兵団の結成を呼びかけた。この呼びかけは直ちに実行に移された (S. 131, 137-138)。ドレーズデンでは、9月9日の騒擾の際に民衆は護国団と協同した。勅命委員会は、設置された10日に、ドレーズデン市内から軍隊を撤退させ、首都の公安維持を市民に委託した。こうして、その日にドレーズデンでも民兵団が結成された。ドレーズデン民兵団を統御するために、政府は新任のドレーズデン駐屯軍司令官を民兵団司令官に任命した。勅命委員会は12日に、本領地域の知事とオーバーラウジツの郡長に対して民兵団の設立を指示した。23日には上記ヨハンが全ザクセン民兵団総司令官となった (S. 391-393, 399)。ドレーズデンでは、民兵団指導層の要請に基づいて、23日に軍隊が市内に再進駐した。民兵団は、市民への譲歩であるよりも、民衆騒擾抑圧のための機関であった。政府は、民兵団から社会下層を排除することに全力を尽くした。こうして、民兵団は一種の補助警察となった。民兵団の指導層は、ライプツィヒでは大市都市の大市民であり、ドレーズデンでは士官と官吏であった。ほとんどプロレタリア化した手工業親方に至る一般市民は、経済的な理由から、民兵団勤務を好まなかった。エルツゲビルゲとフォークトラントの工業地域では、最下層住民の暴動が勃発してから、あるいは、暴動の危険が差し迫ってから、市民は民兵団を結成した (S. 395-397)。政府は、民兵団を完全に掌握するために、11月29日に民兵団訓令を公布した (S. 456)。

(ii) エルツゲビルゲ・フォークトラント県関係特別委員会

30年9月の民衆運動の中心地はエルツゲビルゲ県とフォークトラント県であった。フォークトラント県における抗議行動の頂点は9月16日から23日までであった。それよりも広いエルツゲビルゲ県では、暴動は一層長期に及ん

だ。勅命委員会は9月13日に、本領警察委員会の宮廷・司法顧問官 C.G.A. グルーナーを、エルツゲビルゲ・フォークトラント県関係特別委員として現地に派遣した。26日には上訴院顧問官 K.G.J.v. マンゴルトも、グルーナーと同じ特別委員に任命された。2人の特別委員は重要問題をしばしば現地で即決した (S. 408-410)。

多数の産業と人口を持つエルツゲビルゲとフォークトラントでは、特別委員は各地の経済的・社会的困窮を考慮しなければならなかった。そのために特別委員は、道路建設、工場主への財政援助、貢租・刑罰の延期や免除、憎まれている地方執行官吏の罷免、ゲマインデ行政の弊害の解決を、下級・中級官庁と調整して、実施した (S. 413)。

10月6日には、エルツゲビルゲとフォークトラントの治安攪乱者に対する迅速な調査と処罰のための特別委員として、上記特別委員グルーナーとマンゴルトに加えて、ライプツィヒ陪審人裁判所裁判官 K. クリーン教授が任命された。特別委員は、1791年の暴動令に従って即座に判決を下し、それを直ちに執行すべきであった。数日後に、逮捕活動が強化され、トロイエン市、リンバッハ村などに軍隊が投入された (S. 413-414)。

勅命委員会は30年11月7日に解散したが、特別委員会は、翌年まで活動した (最終報告書は31年5月16日付け)。軋轢はあったが、暴動が生じなかった9集落では、調査は行なわれなかった。特別委員会が判決した、44の事件に関して、実刑は303人であり、半年以上の実刑は64人 (最高は6年の3人) であった。クリミッチャウ市、リンバッハ村などの無視すべからざる抗議行動は、事件として取り上げられなかった。これらの場合には、主として、ゲマインデの権力をめぐる紛争であったので、特別委員会は調停だけを行なったのである (S. 417-418, 423, 425-426)。

(iii) 中級官庁

下級官庁からの報告に基づく、中級官庁 (県知事・郡長) の報告は、しば

しば中央官庁の決定の基礎となった (S. 427)。

(iv) 下級官庁

30年9月の反抗的領民との対立の中で、領主(家産裁判領主)が前面に出ることはなかった。領主は住民との交渉を領主裁判所長に委ねた。領主への攻撃は、しばしば予告されたが、オーバーラウジッツのノイキルヒ村を除いて、実行されなかった。領主は、トロイエンやミーラウでのように、彼らの役人の要請に従って、住民集会において一定の譲歩をした。プローン(ローデヴィッシュ村)の裁判領主のように、軍隊の保護を求める場合もあった (S. 440)。批判・抗議・攻撃の主要な対象は、日常的に住民と接する下級執行官吏であり、ライプツィヒとドレーズデンでは警察であった。その他の下級官吏は、市書記(クリミッチャウなど)、廷吏・市下級役人(トロイエン、ローデヴィッシュ村など)、山林役人(カルルスフェルト村など)、租税・物品税・護送税の徴収官(ライヒェンバッハなど)、村長(リンバッハ村、カルルスフェルト村、ムッチェン管区など)、領主裁判所長(トロイエンなど)である (S. 441-442)。攻撃された役人はほとんどすべてが、逃亡あるいは辞任したので、その後の出来事に関与しなかった。他方では、抗議行動の具体的経過に最も影響を及ぼしたのは、地域の事情と住民の心情を知る下級官吏であった (S. 442)。

(5)

第4章は1830年9月以後の民衆運動を取り扱う。

相互の関連がほとんどないまま、地方官憲に抗議した集団的行動は、1830年9月初めにライプツィヒとドレーズデンで突発的に発生し、エルツゲビルゲ県とフォークトラント県に主として広がったが、9月末には自然に収まるか、あるいは、鎮圧された。しかし、民衆運動は完全には終わらず、脅迫

状、山林犯罪、訴訟などとして一部は33—34年まで続いた。経済状況と無産住民の生活は30年9月の騒擾以後さらに悪化し、事態が好転したのは、31年末以後であったからである（S. 453-454）。

30年10月にも民衆運動はかなり激しかった。4日のリンバッハにおける村長罷免要求は、すでに紹介した。

11月の民兵団訓令はドレースデンで問題を発生させた。ドレースデンでは護国団がすでに1809年に設置され、20年代には小市民層が有償で護国団の勤務に就いていた。護国団は9月騒乱に際して抑圧手段として有効でなかったのであるが、その団員は、民兵団訓令に基づく民兵団勤務義務に対して、12月4日に最終的に武器の引き渡しを拒否し、市民のみによって構成される護国団の解散に抗議した。政府は、解散に反対した護国団団員500人以上を民兵団勤務不適格と宣告した。彼らは主として小市民・手工業者であった。400人以上のもと護国団団員は、12月7日にドレースデン「市民協会」を結成し、護国団の再結成を目指した。身分制議会が国家改革の審議を開始した31年3月から、市民協会はその性格を変え、政治全般を議論し、活発に宣伝した。この変化は、新入会員の弁護士モースドルフと麵類工場主ベルトルディ（30年10月からドレースデン暫定都市代表）に起因した。モースドルフの憲法草案⁽⁸⁾は、政府草案よりもはるかに急進的であり、すべての封建的従属・特権・負担と家産裁判権の廃止の規定を含んでいた。4月17日に政府は、軍隊を動員して、市民協会の指導者21人を逮捕した。18日夜には、数千人の群衆に対して発砲が命令された。3人が死亡、13人が負傷し、101人が逮捕された。それは、主として初期プロレタリアートと小市民であった。この後、政府にあまり協力的でなかったドレースデン民兵団について、「清掃」が実施された。市民協会会員、「下層階級」など1千600人以上が、「反抗的」として民兵団から排除された。こうして民兵団は最終的に支配権力に服属させられた。有産市民層は革命運動の圧服を支持した。4月暴動の積極的参加者は厳しく処罰された。上記2人の市民協会指導者に対する15年の禁固刑などで

ある (S. 455-465).

30年「9月騒擾」発端の地ライプツィヒで、31年8月末に民衆運動が高揚した。同市の民兵団監視所の移転を民兵団総司令官ヨハンが命令したからである。多くの民兵団団員が命令に従わず、群衆は投石した。軍隊には発砲命令が発せられた。市民の死者が3人で、負傷したのは、市民約30人、民兵団団員約50人であった。これが、ザクセンにおける民衆と官憲との間の公然たる対立の最後のものであった (S. 467-469)。

30年の9月騒擾と異なって、ドレーズデンの30年12月と31年4月の運動、および、ライプツィヒの31年8月の運動は、他の地域に波及しなかった (S. 465)。

30年に秩序を守った農民は、32年初めには、償却の速やかな実施を求めた。フォークトランド県のいくつかの村では、賦役が拒否され、領主羊が放逐された。ケムニッツの弁護士 M. A. リヒターはケムニッツ市周辺で憲法について講演し、その一結果として農民は賦役を拒否した。弁護士リヒターは取り調べられ、亡命した。彼の兄弟で、ツヴィッカウの編集者 K. E. リヒターは、弁護士リヒター起草の『レーエン制度の廃止のための請願書』を、33年1月末の雑誌『蜜蜂』に公表した。これが『蜜蜂』の発行禁止のきっかけとなり、邦議会議員となっていた編集者リヒターは、35年に亡命した。リヒター兄弟はすべての封建的負担・特権の無償廃止を求めたのである (S. 470)。

31年から33年までの急進民主主義的・自由主義的運動の抑圧、32年の改革諸法の公布、それ以後の改革の続行、経済状態の改善などが、30年以後の社会的動揺を終結させた (S. 470-471)。

(6)

第5章は1830—31年の民衆運動の歴史的な性格を分析する。

時期的に、また、内容と形態において、1830—31年の民衆運動は、1790年のザクセン農民一揆と1848—49年の市民的・民主主義的革命の中間にある。1790年の農民一揆は革命の質に達していなかった。体制を変更する改革は、その後に実施されなかった。都市、とくに、大都市は、一部の雇職人を除いて、農民一揆に参加・連帯しなかった。1830年の9月騒乱が主として都市住民の活動であったのに対して、1790年の農民一揆の中心地は圧倒的に農業的であった。1830年の民衆運動は、1790年ほど急進的ではなかったけれども、はるかに広範であった。しかも、民衆運動は3大都市ライプツィヒ、ドレスデンとケムニッツでまず勃発し、参加者が多く、自治体のレベルで最初の成果が得られた。また、広範な市民と官僚が、国家・自治体・土地制度の根本的な改革の必要性を認識しており、彼らは貴族的支配層の権力喪失後、体制変革を開始した。意識と組織性が低かった民衆運動は、市民的・貴族的反対派と併存した。意識と組織性の点で、48—49年の革命は新しい質を示していた。市民的反対派は、強力であり、自治体の請願運動と広範な住民層の動員とによって、48年3月には反動的政府の退陣と自由主義的内閣の樹立を平和的に実現させた。政治組織、民衆集会、選挙活動、政治的新聞が3月革命の性格を特徴づけていた(S. 475-477)。

1830年9月蜂起は、30—31年のザクセン革命の民衆運動の頂点をなす。突発的な、ごく短期間の民衆運動によって、不法と感じられた権力の象徴が破壊され、譲歩が獲得され、憎まれていた多くの官吏の罷免が実現した。民衆運動は、指導者も組織もほとんど持たなかったために、有産市民層と連合した官庁によって、比較的容易に制圧された。制圧が成功しなかった場合には、軍隊が投入された。請願書の波は騒擾よりも長く続いた(S. 477-479)。市民の共同決定権を拡大するための運動は、領邦君主直属都市(市参事会とその執行官吏の独裁への反対)においてばかりでなく、管区所属都市(管区による監督への反対)でも、封臣所属都市(領主の警察・裁判権への反対)でも、発生した。封臣所属都市では、市民の権利拡大を求める運動

は、裁判領主との対立に結び付き、社会・経済的な要求・運動と交錯していた (S. 482-483)。多くの貢租・強制 (塩強制など)・物品税の廃止ないし軽減、材木採集の許可、警察・官庁による抑圧の軽減などを要求した騒擾に参加したのは、主として、貧しい織布工、日雇、手仕事労働者、雇職人である。騒擾参加者の最大部分は、その集落で支配的な、さまざまな部門の手工業者であった。全体として見て、親方と雇職人はほぼ同数である。小都市では中年の親方が多い。3大都市の逮捕者のほとんどすべては、労働者と雇職人である (S. 486-487)。農村住民も、都市住民ほどではないとしても、賦役拒否のような革命的運動に参加した。農村でも、富裕な農民よりも下層農民・小屋住農が、暴力行為に積極的に参加した。農民は、村落共同体の最重要の構成員として、苦情書の内容を決定した。苦情書は、さまざまな国家的・領主的貢租・賦役の廃止あるいは軽減、および、農村自治体制度の革新を要求した。目に見える成果が現れなかったとき、31年から農民の運動は活発となり、そして、32年償却法の公布とともに沈静化した (S. 489-490)。

(7)

以上が、私の関心に基づく要約である。本書の最大の貢献は、「9月騒乱」の具体的様相を広範な地域について、初めて実証したことにある。とくに、エルツゲビルゲ県とフォークトランド県については、きわめて詳細に追跡している。本稿で紹介しなかった、本領地域の領邦君主直屬都市と管区所属都市、および、オーバーラウジッツにおける9月騒乱の追求と合わせて、本書は、9月騒乱に関する最初の包括的著作であり、したがって、今後のザクセン史研究にとってきわめて重要な著書である。それを確認したうえで、いくつかの問題点を指摘したい。

第1に、著者は、1830—31年の「民衆運動と貴族・市民の改革運動は、協同しなかったとしても、憲法発布の時期までに広範な変革を達成し、この過

程は、ザクセンにとっての歴史的意義から、革命と評価されうる」と述べている。そのすぐ後では、「暴力的な民衆運動は、ブルジョアジーおよび改革派貴族の改革志向と直接には関連がなかったとしても、改革作業の開始に対して決定的な原動力を与えた」と記されている(S.92)。さらに、ザクセン革命は「上からの革命と下からの革命を包括する」。すなわち、「民衆運動による下からの強力な推進と上からの改革者の活動」の2要因を包含する。そして、「その結果は、国家と社会を根本的に変革する革命的性格を持っていた」とも主張されている(S.117)。これらの見解に私は同意できない。革命と改革は峻別されるべきである。

第2に、民衆運動そのものについては、ある集落から請願書が提出された、とのみ記述されて、請願書の内容が明らかにされていない場合が、かなりある。その集落の置かれた現実的状況が明確にされえないので、これは実に残念な叙述である。

第3に、1830年の人口は、エルツゲビルゲ県・フォークトランド県が計58万人余り、マイセン県・ライプツィヒ県が計59万人弱であった(S.23)。それに対して、9月騒乱の逮捕者は前者で多く、888人(ケムニッツ市の196人を含む)であり、後者では337人(ライプツィヒ市の20人とドレースデン市の44人を含めれば、401人)にすぎなかった(S.146, 153, 537-538, 573)。しかし、3大都市を除くと、後者の逮捕者は前者のその5割に近い。ところが、本書で前者に与えられた184ページ(ケムニッツ市を加えると、194ページ)に対して、後者は僅か25ページ(ライプツィヒ市とドレースデン市を加えても、59ページ)にすぎないし、マイセン・ライプツィヒ県関係特別委員会の活動も分析されていない。これは均衡に欠けるであろう。

第4に、31-32年に活発化したという農民運動の分析を希望したい。

(注)

- (1) 拙稿, 「3月革命期およびフランス革命期のザクセンにおける農民運動」, 『岡山大学経済学会雑誌』, 3巻1号, 1971, p. 121.
- (2) Michael Hammer, *Volksbewegung und Obrigkeiten. Revolution in Sachsen 1830/31*, Weimar/Köln/Wien 1997.
- (3) 拙稿, 「市民的改革以前のザクセンにおける都市制度」, (3), 『岡山大学経済学会雑誌』, 25巻3号, 1994, pp. 364-375, および, 同, (4), 同上誌, 25巻4号, 1994, pp. 375-377.
- (4) したがって, 「(騎士領) Limbach について見てみると, …「九月騒乱」期に提出された請願書は知られていない」, との拙著, 『ザクセン農民解放史研究序論』, 御茶の水書房 1990, p. 290の記述は誤りであった。請願書原文は現存しないが, 領主の回答の骨子が文書として残されているからである。
- (5) ランゲンロイバなど44村によって署名された, この請願書については, 拙稿, 「ザクセン「九月騒乱」期の同時代パンフレットにおける農業・土地問題」, (3), 『岡山大学経済学会雑誌』, 9巻3号, 1978, pp. 144-157を, 靴下編工フィッシャーについては, 同じく pp. 158-160を参照。
- (6) 拙稿, 「「九月騒乱」期における騎士領ブルシェンシュタイン所属集落(南ザクセン)からの請願書」, (1) — (5), 同上誌, 12巻2号—13巻2号, 1980—81, を参照。
- (7) ドレースデン管区シュトレレン村などのいわゆる120村請願書については, 前注(5)の拙稿, (1), 同上誌, 5巻1号, 1973, pp. 110-119を参照。
- (8) 前注(7)の論文, pp. 127-129. なお, モースドルフについては, フォルカー・ルーラント(松尾・編訳), 「ザクセン九月騒乱期の3人の重要人物」, (1), 同上誌, 28巻1号, 1996, pp. 220-227を, さらに, 王族ヨハンについては, 同論文, pp. 200-220を, リンデナウについては, 同論文, (2), 同上誌, 28巻4号, 1997, pp. 395-406を参照。